

京都市告示第178号

平成21年3月19日京都市告示第498号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表を次のとおり変更します。

平成24年7月23日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人きょうとグリーンファンドに対する寄附金	京都市下京区五条高倉角塚町21番地事務機のウエダビル206	当該法人の主たる目的である業務	平成21年1月1日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)